

いいともあいちブランド強化事業（小麦ブランド化） 委託業務仕様書（案）

1 事業の目的

愛知県が開発した小麦品種「きぬあかり」と「ゆめあかり」は、それぞれが異なる特徴を持つため、麺やパン、菓子など様々な用途に利用することができ、今後の愛知県の食文化を支える小麦として期待されている。

「きぬあかり」は、うどんやきしめん等の日本麺や菓子に適した小麦であり、県内の生産量も順調に拡大し、実需者（製粉、製麺事業者等）からも高い評価を得ている。しかし、消費者の認知度は必ずしも高くないため、消費者の認知度向上に向け、用途拡大や新たな商品開発を促す必要がある。

一方「ゆめあかり」は、パンや中華麺に適した小麦で、平成26年に品種登録されており、まだ生産者・実需者など関係者からの認知度は低く、ブランド化に向けた認知度向上の取り組みが今後の重要課題となっている。

そこで、「きぬあかり」、「ゆめあかり」に関する情報を広く発信し、認知度を高め、消費の拡大を図ることで、愛知県の2大小麦ブランドとして確立することを目的とする。

2 事業の内容

受託者は、次に示す事業を行う。

(1) あいちの小麦「きぬあかり」・「ゆめあかり」実需者交流会

「きぬあかり」、「ゆめあかり」を使用する事業者（製粉業者、加工業者、販売業者等）による実需者交流会を開催し、「きぬあかり」を使用した商品（きしめん、菓子等）の商品を展示するとともに、「ゆめあかり」を使用した試食品を配布し、アンケート調査を実施することで、用途の拡大や商品開発を促すとともに、県産小麦の認知度向上を図る。

また、「ゆめあかり」のシンボルマークをデザインし、それらを使用した啓発資材（ポスター、のぼり等）を作成し、実需者交流会等で配布、使用することで、「ゆめあかり」のイメージを印象づけて視覚的にPRし、認知度の向上を図る。

(2) 報告書の作成

委託内容をまとめた報告書を作成する。

3 納入物品、納入期限、納入場所

(1) 納入物品

納入する物品は次のとおりとする。

- 委託事業の完了報告書（契約書様式第1号）
- 委託事業の報告書（A4縦版、両面印刷、様式自由）1部
- 「ゆめあかり」PR資材
- 以下のデータを納めたCD-ROM等の記憶媒体
 - ・ 委託事業の内容をまとめた報告書
 - ・ 2の(2)で作成したシンボルマークのデータ及び仕様書

・ 2 の (2) で作成した全ての P R 資材のデータ

(2) 納入期限

平成 3 0 年 3 月 2 3 日 (金) までに納入すること。

なお、納入にあたっては、監督員と事前にその内容について十分調整を図ること。

(3) 納入場所

愛知県農林水産部園芸農産課

〒 4 6 0 - 8 5 0 1

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

4 事業実施の要件

本事業は、国の地方創生推進交付金を活用して行うため、「地方創生推進交付金制度要綱」等に規定する要件を遵守するほか、県（以下、「委託者」という。）が定める要件に基づいて実施するものとする。

主な要件については、以下のとおり。なお、シンボルマーク、P R 資材の作成にあたっては肖像権が発生しないように留意すること。

(1) 実需者交流会の開催

ア 平成 3 0 年 3 月 1 3 日 (火) に吹上ホールで開催される「いいともあいち交流会 (仮称)」に出展すること。なお、主催者との交渉等は受託者が行うこと。

イ 「きぬあかり」を使用した商品を、日本麺、和菓子、洋菓子など 2 0 種類以上収集すること。なお、委託者からも商品の情報は提供するが、収集は受託者が行うこと。

ウ 「ゆめあかり」を使用したパンの試作品を 2 0 0 個以上配布し、アンケート調査を行うこと。

エ ブース運営やアンケートの人員を確保すること。

オ 「ゆめあかり」の特徴や用途等からイメージしたシンボルマークのデザインとすること。また、デザインには「ゆめあかり」、「愛・地産小麦」の文字を必ず使用すること。

カ シンボルマークのデザイン案は、必ず 2 種類以上作成すること。なお、デザインの最終決定は委託者が行う。

キ 決定したシンボルマークは、最終的に、カラー・白黒・ネガの計 3 種を作成すること。また、仕様書を作成すること。

ク シンボルマークは、委託者が商標登録を行う予定であるため、類似のデザイン等に十分注意すること

ケ P R 資材に「ゆめあかり」のシンボルマークを使用すること。

コ P R 資材はチラシ、のぼり、ポスター、パネル、法被を作成すること。なお、デザインの最終決定は委託者が行う。

サ 決定した P R 資材の仕様書を作成すること。

シ 作成部数は、チラシ (A 4 版) 1, 0 0 0 部、のぼり 5 0 枚、ポスター 3 0 0 部、法被 1 0 枚、パネル 3 部以上とすること。

ス P R 資材を平成 3 0 年 3 月 1 3 日 (木) に吹上ホールで開催される「いいともあ

いち交流会（仮称）」で使用する予定のため、平成30年2月28日（水）までに納品を行うこと。

(2) 報告書の作成

ア 報告書には、2の(1)で実施したアンケートの結果を記載すること。

イ 報告書には、2の(1)の状況写真を掲載すること。

5 その他

- (1) 企画提案の内容に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件下で、その額を超えることは認めないこととする。
- (2) 提案内容等を勘案して決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らない。
- (3) 受託者は受託事業の実施にあたり、委託者と十分な打合せを行うとともに、作業の進捗状況を随時、委託者に報告すること。
- (4) 受託者は、事業の遂行上必要と認められるものであって、本要領の解釈に疑義が生じた事項及び要領に明記していない事項については、委託者と協議し、委託者の指示に従わなければならない。
- (5) 受託者は、打合せのための資料作成及び議事録等の作成を行うこと。
- (6) 受託者は、本事業に係る会計実地検査が行われる場合は協力すること。
- (7) 委託者職員は、随時委託事業の事業に立ち会うことができるものとする。
- (8) 採用された企画の著作権は、委託者に帰属するものとする。
- (9) 受託者は、成果物について第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。